

## 第 142 号議案

### 長崎市道路占用料条例等の一部を改正する条例

1 改正理由	1 ページ
2 改正の概要	1 ページ
3 算定方法について	2 ページ
4 激変緩和措置について	3 ページ
5 占用面積等の端数処理方法の精緻化について	4 ページ
6 占用料の改正前後の比較	5 ページ

#### 参考

1 同様の理由により改正する条例	5 ページ
2 国の占用料算定の考え方	6 ～ 7 ページ
3 固定資産税評価額及び地価調査価格の比較	8 ～ 9 ページ
4 新旧対照表	10 ～ 26 ページ

土木部

平成 30 年 11 月



# 長崎市道路占用料条例等の改正について

## 1 改正理由

道路占用とは、公衆の自由な通行が認められている道路において、特定の者が工作物等を設け継続的に道路を使用することであり、占用者は道路管理者に許可を受けなければならない。(道路法第 32 条)

占用料は道路使用の対価であり、利用形態が土地の賃貸借と類似しているため、土地の賃料相当額を占用料として徴収することが原則である。

これまでは、国道との均衡を図るために、国と同額の占用料を設定していたが、占用料の算出基礎となる固定資産税評価額を長崎市と国で比較すると、乖離が広がってきているため、占用料の適正化を図ろうとするもの。

また、より実態に合った占用料を算出するために、占用面積等の取扱方法の見直しを行うもの。

## 2 改正の概要

### (1) 算定方法

国と同額の占用料は設定せず、長崎市の固定資産税評価額を用いて占用料の算定を行うもの。

### (2) 激変緩和措置

占用料の改正に伴い、占用料が急騰する物件については、企業の事業計画や市民生活への影響を考慮し、次期改定までの3年間で調整を行うこととする。

### (3) 占用面積等の端数処理方法の精緻化

占用料の算出基礎となる面積に1平方メートル未満の端数がある場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合は、1平方メートル又は1メートル単位に切り上げて計算を行っているが、より実態に合った占用料を算出するために、占用面積の0.01平方メートル単位又は長さ0.01メートル単位で計算することとする。

### (4) 改正する条例

長崎市道路占用料条例

長崎市準用河川占用料徴収条例

長崎市都市下水路条例

### (5) 施行予定日

平成 31 年 4 月 1 日

### 3 算定方法について

#### (1) 占用料の算定式

占用料の額 (円/㎡)

= 道路価格 (円/㎡) × 使用料率 (%/年) × 占用面積 (㎡) × (修正率 (%))

道路価格	平均地目	商業地目
	18,826 (円/㎡)	105,837 (円/㎡)

※道路価格は平成30年度の長崎市の固定資産税評価額を基に算出

#### (2) 主な占用物件ごとの占用料 (単価) の算定方法

	道路価格 (円/㎡)	使用料率 (%)	占用面積 (㎡)	修正率	改正後 (円)	現行 (円)	差額 (円) (改定率)
電柱 (第2種)	18,826	4.84	0.86/本		783/本 (年額)	660/本 (年額)	123/本 (119%)
ガス管 (φ0.2~φ0.3)	18,826	4.84	0.3/m	3/10	82/m (年額)	70/m (年額)	12/m (117%)
電線	18,826	4.84	0.01/m	5/10	4/m (年額)	4/m (年額)	0/m (100%)
足場	105,837	3.71	占用面積	1/10	392/㎡ (月額)	190/㎡ (月額)	202/㎡ (206%)
看板	105,837	3.71	占用面積		3,926/㎡ (年額)	1,900/㎡ (年額)	2,026/㎡ (207%)

#### 4 激変緩和措置について

占用料の改正に伴い、占用料が急騰する物件については、占用主体である企業の事業計画、市民生活の影響を考慮し、次期改定までの3年間で調整を行う。

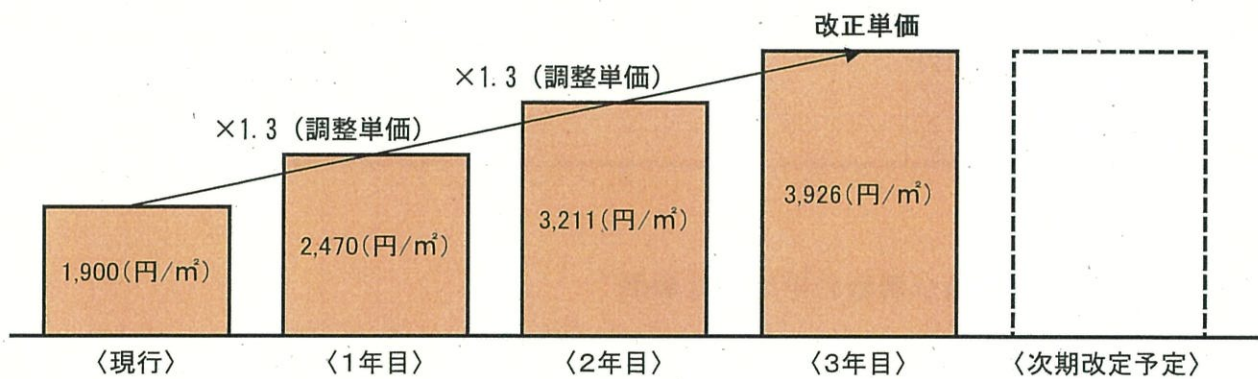
改正後、物件ごとの単価が、前年度の単価に1.3を乗じて得た額（調整単価）を超える場合は、当該調整単価とする。

（例）看板

改正前：1,900（円/㎡）

改正後：3,926（円/㎡）

調整単価：1,900（円/㎡）×1.3=2,470（円/㎡）



## 5 占用面積等の端数処理方法の精緻化について

占用物件の占用面積や長さについては、これまで、1平方メートル又は、1メートル未満の端数を切り上げて、占用料の算出をしてきたが、より実態に合った占用料を算出するために0.01平方メートル単位又は0.01メートル単位で計算することとする。

(例) 足場 占用面積 13.30 m<sup>2</sup> 占用期間 2ヶ月 (平均的な事例)

長さ 19.0m	幅 0.7m	足場 単価 : 392 (円/m <sup>2</sup> ) ※改正後単価  改正前 392 (円/m <sup>2</sup> ) × 14 (m <sup>2</sup> ) × 2 (月) = 10,976 (円) 改正後 392 (円/m <sup>2</sup> ) × 13.30 (m <sup>2</sup> ) × 2 (月) = 10,427 (円)
足場 13.30 m <sup>2</sup>		
建物		

○改正後の足場及び看板の平均的な事例

例) 足場 占用面積 13.30 m<sup>2</sup> × 2 か月 (単位 : 円)

	現行	31年度	32年度	33年度	
	@190 (円/m <sup>2</sup> )	@247 (円/m <sup>2</sup> )	@321 (円/m <sup>2</sup> )	@392 (円/m <sup>2</sup> )	現行と比較
占用料	5,320	6,570	8,538	10,427	5,107

例) 看板 占用面積 3.38 m<sup>2</sup> (単位 : 円)

	現行	31年度	32年度	33年度	
	@1,900 (円/m <sup>2</sup> )	@2,470 (円/m <sup>2</sup> )	@3,211 (円/m <sup>2</sup> )	@3,926 (円/m <sup>2</sup> )	現行と比較
占用料	7,600	8,348	10,853	13,269	5,669

## 6 占用料の改正前後の比較

### (1) 道路占用料

(単位：円)

	①29年度 (決算額)	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	②33年度 (見込み)	差額 (②-①)	参考 (25年度)
NTT	21,887,870	25,389,929	25,389,929	25,389,929	3,502,059	28,641,723
九州電力	17,627,919	20,800,944	20,800,944	20,800,944	3,173,025	21,286,191
ガス	24,462,140	28,845,963	28,845,963	28,845,963	4,383,823	31,588,651
通信	7,283,498	8,588,763	8,588,763	8,588,763	1,305,265	5,959,704
足場・仮囲	3,110,243	3,757,268	4,884,444	6,011,631	2,901,388	3,987,700
看板	2,823,134	3,057,810	3,975,153	4,849,687	2,026,553	2,875,373
上記以外	3,692,996	4,676,074	4,676,074	4,676,074	983,078	4,342,615
合計	80,887,800	96,015,062	98,327,442	99,162,991	18,275,191	98,681,957

### (2) その他の占用料

(単位：円)

	①29年度 (決算額)	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	②33年度 (見込み)	差額 (②-①)
準用河川占用料	1,970	2,014	2,014	2,014	47
都市下水道占用料	483,517	488,092	494,747	501,223	17,706

### 【参考1】同様の理由により改正する条例

条例名	所管
長崎市都市公園条例	土木部
長崎市行政財産使用料条例	理財部
長崎市漁港管理条例	水産農林部
長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例	

## 【参考2】国の占用料算定の考え方

### (1) 占用料算定にあたっての国の考え方

全国の地価水準は一律ではないため、占用料を全国一律で設定することは妥当ではないが、一方で事務の効率化を図る必要もあることから、国では地価水準に基づき全国の市区町村を地価水準が高い方から第一級地、第二級地、第三級地、第四級地、第五級地の5つに区分し、区分ごとに平均的な占用料を設定している。長崎市は第三級地に区分されている。

#### 九州内の主な市

第一級地	福岡市、那覇市
第二級地	北九州市、熊本市、別府市、鹿児島市、沖縄市
第三級地	長崎市、佐賀市、大分市、宮崎市、佐世保市、大村市、島原市
第四級地	唐津市、諫早市、佐伯市、延岡市、霧島市、石垣市
第五級地	平戸市、阿蘇市、日田市



## (2) 占用料の算定方法

国と長崎市の占用料の算定方法は同じであるが、占用料の算出基礎となる固定資産税評価額、道路価格について、国（第三級地）と長崎市を比較すると、乖離が見られる。

平均地目価格  
(例：電柱、電線、ガス管等)

国	固定資産税評価額 (円/m <sup>2</sup> )		
	宅地	田畑	山林
第一級地	140,920	8,693	1,670
第二級地	44,673	2,133	76
第三級地※1 (長崎市※2)	21,143 (29,394)	567 (211)	29 (20)
第四級地	11,216	146	18
第五級地	5,616	48	11

商業地目価格  
(例：足場、看板等)

国	固定資産税評価額 (円/m <sup>2</sup> )
	商業地区
第一級地	524,180
第二級地	102,262
第三級地※1 (長崎市※2)	47,012 (95,834)
第四級地	25,902
第五級地	18,101

造成費を加算 (田畑・山林にのみ加算)

用途別構成割合に従って加重平均する。

国	道路価格 (円/m <sup>2</sup> )
第一級地	58,466
第二級地	24,412
第三級地※1 (長崎市※2)	16,333 (18,744)
第四級地	13,038
第五級地	11,244

国	道路価格 (円/m <sup>2</sup> )
第一級地	524,180
第二級地	102,262
第三級地※1 (長崎市※2)	47,012 (95,834)
第四級地	25,902
第五級地	18,101

道路占用料額 (円/m<sup>2</sup>) = 道路価格 (円/年) × 使用料率 (%/年) × 占用面積 (m<sup>2</sup>) (× 修正率 (%))

道路価格：1 m<sup>2</sup>あたりの道路の価格

使用料率：地価に対する1年あたりの賃料の割合

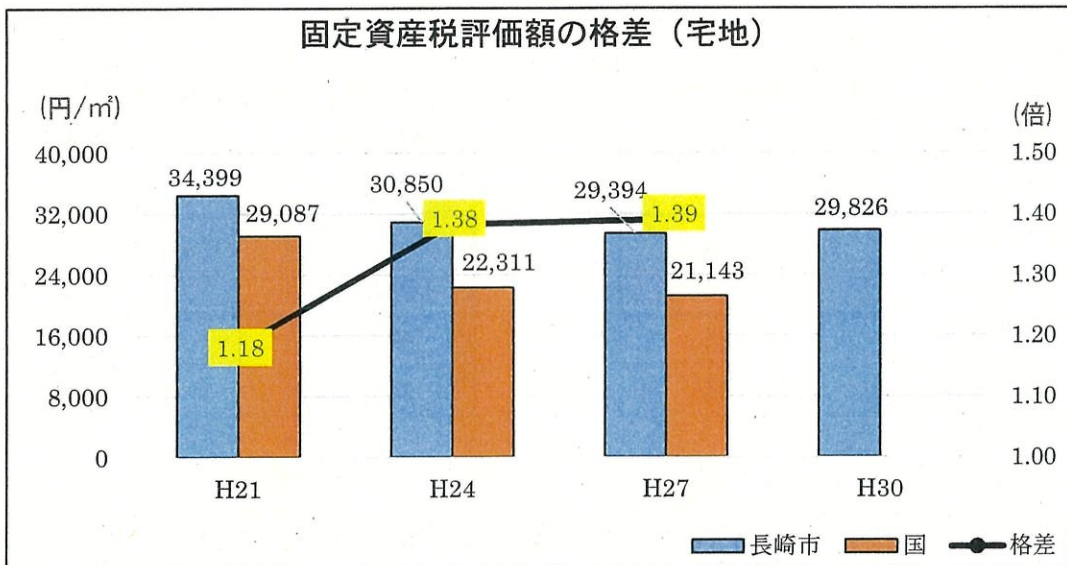
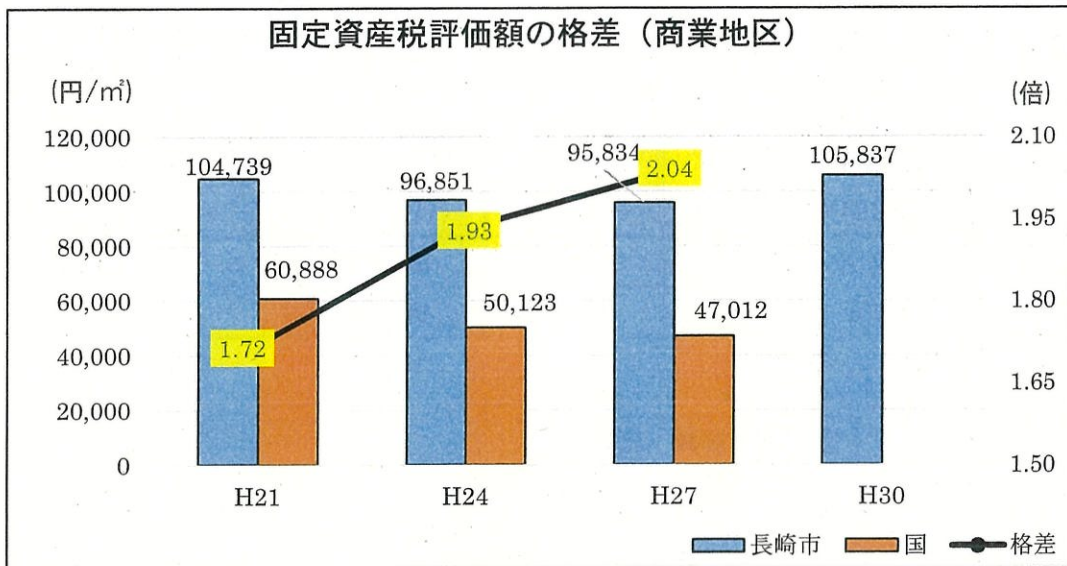
※1 国の算定方法における長崎市の価格

※2 長崎市独自の価格

### 【参考3】 固定資産税評価額及び地価調査価格の比較

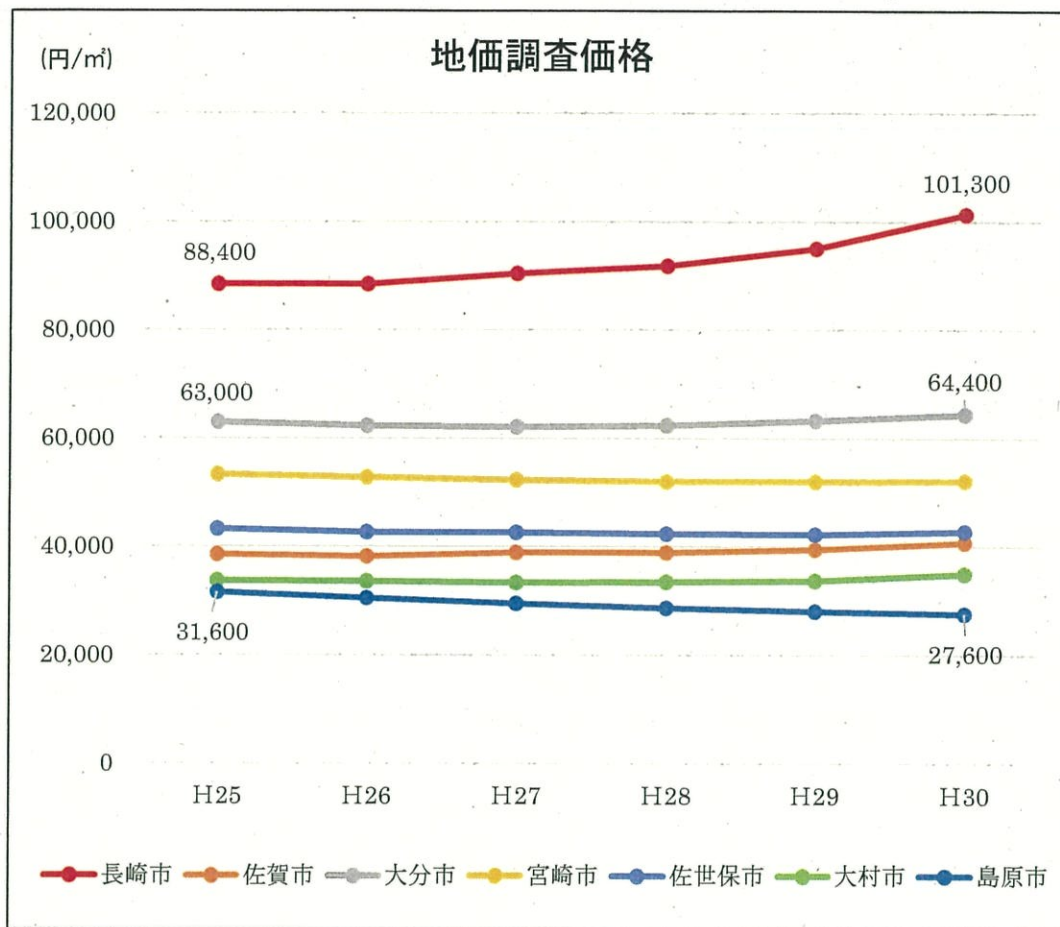
#### (1) 固定資産評価額の比較

占有料の算出基礎となる固定資産税評価額を国（第三級地）と長崎市で比較すると、商業地区で約2倍、宅地で約1.4倍となっており、固定資産税評価替え毎に乖離が広がっている。



## (2) 地価調査価格の比較

九州内の県庁所在地及び長崎県内で、第三級地に区分されている市との地価調査価格の傾向を表したグラフである。他市と比較すると、長崎市の地価調査価格と差がある。また、長崎市の地価調査価格は上昇傾向にあるのに対して、他市においては、ほぼ横ばい又は下降傾向にある。



長崎市道路占用料条例（新旧対照）

<p>長崎市道路占用料条例（現行）</p> <p>（省略）</p> <p>第3条</p> <p>3 占用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数面積は1平方メートルとして計算し、長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数は1メートルとして計算する。</p>	<p>長崎市道路占用料条例（改正案）</p> <p>（省略）</p> <p>第3条</p> <p>3 占用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき、又は長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>
<p>長崎市道路占用料条例（現行）</p> <p>（省略）</p> <p>別表（第2条関係） （別紙）</p>	<p>長崎市道路占用料条例（改正案）</p> <p>（省略）</p> <p>別表（第2条関係） （別紙）</p>

別表（第2条関係）

現行				改正案			
占用物件の種類		単位	金額	占用物件の種類		単位	金額
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 430	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510
	第2種電柱	1年	660	第2種電柱	1年	783	
	第3種電柱	1年	900	第3種電柱	1年	1,056	
	第1種電話柱		390	第1種電話柱		455	
	第2種電話柱		620	第2種電話柱		728	
	第3種電話柱		850	第3種電話柱		1,002	
	その他の柱類		39	その他の柱類		45	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	路上に設ける変圧器	1個につき1年	446	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	273	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	911	
	郵便差出箱		320	郵便差出箱		382	

	及び信書便 差出箱				及び信書便 差出箱		
	広告塔	表示 面積 1 平 方メ ートル につ き 1年	<u>1,900</u>		広告塔	表示 面積 1 平 方メ ートル につ き 1年	<u>3,926</u>
	その他のもの	占用 面積 1 平 方メ ートル につ き 1年	<u>770</u>		その他のもの	占用 面積 1 平 方メ ートル につ き 1年	<u>911</u>
道路法第 32条第1 項第2号 に掲げる 物件	外径が0.07 メートル未 満のもの	長さ 1メ ートル につ き 1年	<u>16</u>	道路法第 32条第1 項第2号 に掲げる 物件	外径が0.07 メートル未 満のもの	長さ 1メ ートル につ き 1年	<u>19</u>
	外径が0.07 メートル以 上0.1メー トル未満の もの		<u>23</u>		外径が0.07 メートル以 上0.1メー トル未満の もの		<u>27</u>
	外径が0.1メ ートル以上 0.15メー トル未満の もの		<u>35</u>		外径が0.1メ ートル以上 0.15メー トル未満の もの		<u>41</u>
	外径が0.15 メートル以 上0.2メー トル未満の もの		<u>46</u>		外径が0.15 メートル以 上0.2メー トル未満の もの		<u>54</u>
	外径が0.2メ ートル以上		<u>70</u>		外径が0.2メ ートル以上		<u>82</u>

	0.3メートル未満のもの				0.3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		109
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		273
	外径が1メートル以上のもの		460		外径が1メートル以上のもの		546
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	770	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	911
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		930		上空に設ける通路		1,963
	地下に設ける通路		560		地下に設ける通路		1,177
	その他のもの		770		その他のもの		911

道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	の		占用面積 1平方メートルにつき 1日	<u>19</u>	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	の		占用面積 1平方メートルにつき 1日	<u>39</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき 1月	<u>190</u>		その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき 1月	<u>392</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき 1月	<u>190</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき 1月	<u>392</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,900</u>			その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	<u>3,926</u>
	標識		1本につき 1年	<u>620</u>	標識		1本につき 1年	<u>728</u>	
	旗ざ	祭	1本	<u>19</u>	旗ざ	祭	1本	<u>39</u>	



お	礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	につき1日	
	その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>
幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
アー	車道	1基	<u>1,900</u>
お	礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	につき1日	
	その他のもの	1本につき1月	<u>392</u>
幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>39</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>392</u>
アー	車道	1基	<u>3,926</u>

	手	を横断するもの	につき1月			手	を横断するもの	につき1月	
		その他のもの					その他のもの		
				930					1,963
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.03を乗じて得た額		道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額		道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1年	190		道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年	392
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	77		道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	91
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額		道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額			上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を		道路法施行令第7	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を

条第9号に掲げる施設	その他のもの	乗じて得た額 Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	条第9号に掲げる施設	その他のもの	乗じて得た額 Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額 Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額

	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.028</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を 乗じて 得た額

長崎市準用河川占用料徴収条例（新旧対照）

<p>長崎市準用河川占用料徴収条例（現行）</p> <p>（省略）</p> <p>第3条</p> <p>2 占用料の額を算出する基礎となる長さが、<u>1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数の長さは1メートルとして計算する。</u></p> <p>3 占用料の額を算出する基礎となる面積が、<u>1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数の面積は1平方メートルとして計算する。</u></p>	<p>長崎市準用河川占用料徴収条例（改正案）</p> <p>（省略）</p> <p>第3条</p> <p>2 占用料の額を算出する基礎となる長さに<u>0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>3 占用料の額を算出する基礎となる面積に<u>0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p>
<p>長崎市準用河川占用料徴収条例（現行）</p> <p>（省略）</p> <p>別表（第2条関係） （別紙）</p>	<p>長崎市準用河川占用料徴収条例（改正案）</p> <p>（省略）</p> <p>別表（第2条関係） （別紙）</p>

別表（第2条関係）

現行				改正案			
占用物件の種類		単位	金額	占用物件の種類		単位	金額
電柱、電線その他これらに類する工 作物	第1種電柱	1本 につき 1年	円 <u>430</u>	電柱、電線その他これらに類する工 作物	第1種電柱	1本 につき 1年	円 <u>510</u>
	第2種電柱		<u>660</u>		第2種電柱		<u>783</u>
	第3種電柱		<u>900</u>		第3種電柱		<u>1,056</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>		第1種電話柱		<u>455</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>		第2種電話柱		<u>728</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>		第3種電話柱		<u>1,002</u>
	その他の柱 類		<u>39</u>		その他の柱 類		<u>45</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1メ ートルに つき 1年	<u>4</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1メ ートルに つき 1年	<u>4</u>
水管、ガ ス管その 他これら に類する 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メ ートルに つき 1年	<u>16</u>	水管、ガ ス管その 他これら に類する 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メ ートルに つき 1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>54</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>109</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>191</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>273</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>460</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>546</u>
橋りょう	占有面積 1平方メートルにつき 1年		<u>55</u>	橋りょう	占有面積 1平方メートルにつき 1年		<u>55</u>
足場その他の工事用施設	占有面積 1平方メートルにつき 1月		<u>190</u>	足場その他の工事用施設	占有面積 1平方メートルにつき 1月		<u>392</u>
その他の物件	占有面積 1平		<u>150</u>	その他の物件	占有面積 1平		<u>150</u>

	方メ ー ト ル 又 は 長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年			方メ ー ト ル 又 は 長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	
--	---	--	--	---	--



長崎市都市下水路条例（新旧対照）

長崎市都市下水路条例（現行）	長崎市都市下水路条例（改正案）
<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>
<p>別表（第9条関係） （別紙）</p>	<p>別表（第9条関係） （別紙）</p>
<p>備考</p> <p><u>5 占有面積が1平方メートルに満たないとき、又は占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その占有面積は又はその端数面積は1平方メートルとして計算し、占有物件の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数は1メートルとして計算する。</u></p>	<p>備考</p> <p><u>5 占用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき、又は長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p>

別表（第9条関係）

現行				改正案			
占有物件の種類		単位	金額	占有物件の種類		単位	金額
電柱、電線その他これらに類する工 作物	第1種電柱	1本 につき 1年	円 <u>430</u>	電柱、電線その他これらに類する工 作物	第1種電柱	1本 につき 1年	円 <u>510</u>
	第2種電柱		<u>660</u>		第2種電柱		<u>783</u>
	第3種電柱		<u>900</u>		第3種電柱		<u>1,056</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>		第1種電話柱		<u>455</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>		第2種電話柱		<u>728</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>		第3種電話柱		<u>1,002</u>
	その他の柱 類		<u>39</u>		その他の柱 類		<u>45</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1メ ートル につ き 1年	<u>4</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1メ ートル につ き 1年	<u>4</u>
水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メ ートル につ き 1年	<u>16</u>	水管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メ ートル につ き 1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>54</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>109</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>191</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>273</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>460</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>546</u>
橋りょう	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>55</u>	橋りょう	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>55</u>
足場その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>	足場その他の工事用施設	占有面積1平方メートルにつき1月		<u>392</u>
その他の物件	占有面積1平		<u>150</u>	その他の物件	占有面積1平		<u>150</u>

	方メ ート ル又 は長 さ1 メー トル につ き1 年			方メ ート ル又 は長 さ1 メー トル につ き1 年	
--	---	--	--	---	--